

富加町公共施設等総合管理計画

誰もが住みよいちょうどいいまちを目指して



富加町

平成 29 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改訂

目 次

序 章 公共施設等総合管理計画の背景と位置付け	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間の設定	2
4. 計画の対象	2
第1章 本町の状況	3
1. 人口に関する状況	3
2. 財政に関する状況	5
3. 保有する公共施設等の状況	6
4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用	17
5. 公共施設等に係る課題	24
第2章 公共施設等に関する基本方針	25
1. 点検・診断等の実施方針	25
2. 維持管理・更新等の実施方針	25
3. 安全確保の実施方針	25
4. 耐震化の実施方針	25
5. 長寿命化の実施方針	26
6. ユニバーサルデザイン化の推進方針	26
7. 脱炭素化の推進方針	26
8. 統合や廃止の推進方針	26
9. 数値目標	26
10. 地方公会計（固定資産台帳等）の活用	27
11. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	27
12. 広域連携	27
13. 各種計画との連携	27
14. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	27
15. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進方針	27
第3章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本方針	29
1. 行政系施設	30
2. 町民文化系施設	31
3. 子育て支援施設	31
4. 保健・福祉施設	31
5. 社会教育系施設	31
6. スポーツ・レクリエーション系施設	33
7. 学校教育系施設	33
8. 公園	34
9. 公営住宅	34

10. その他	34
11. インフラ施設	35
第4章 フォローアップの方針等	36
1. フォローアップの実施方針	36
2. 庁内の情報管理と共有	36
3. 町民との情報共有	36

序章 公共施設等総合管理計画の背景と位置づけ

1. 計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設及びインフラ資産（以下、公共施設等という。）の老朽化が進み、大規模改修や建替えの時期が集中的に迫っている一方、厳しい財政状況に加え、今後、少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公共施設等の利用ニーズの変化への対応も必要となることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等の最適化を行い、サービスの質は維持しつつも財政負担を軽減・平準化することが必要となってきました。

そこで、平成 26 年 4 月 22 日に総務省より各地方公共団体に対して速やかに「公共施設等総合管理計画」を、策定要請に基づき策定しました。この計画は、地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設等の管理に関する基本的な方針を定める計画となります。

富加町（以下、本町という。）においても、公共施設等の状況を把握し、最適化することで財政負担の軽減・平準化を実現するために「富加町公共施設等総合管理計画（以下、本計画という。）」を平成 29 年 3 月に策定しました。

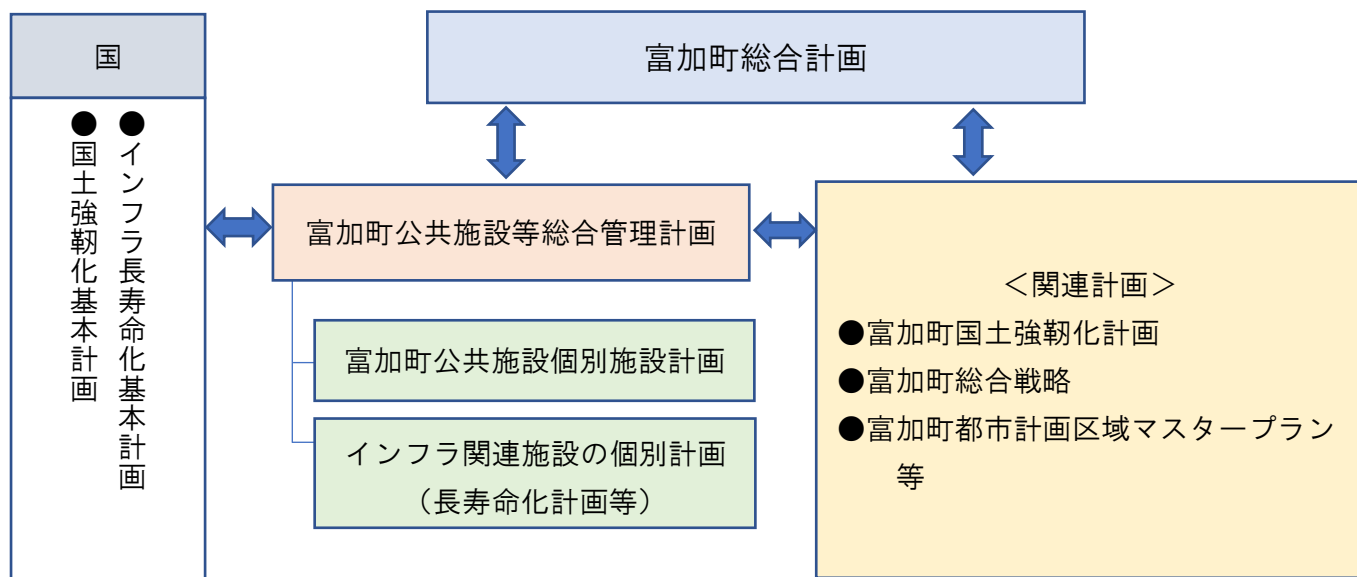
また、令和 3 年 1 月 26 日に総務省より示された、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、総合管理計画の見直ししました。

本計画は、これまでの状況を踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）等も踏まえつつ、令和 2 年 3 月に策定した「富加町公共施設個別施設計画」（以下、「個別施設計画」）と連動した、適切な公共施設等の管理推進を目的としたものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「富加町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに「富加町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

また、公共施設等の個別具体的な方針を定めた「個別施設計画」の上位計画として位置づけられます。



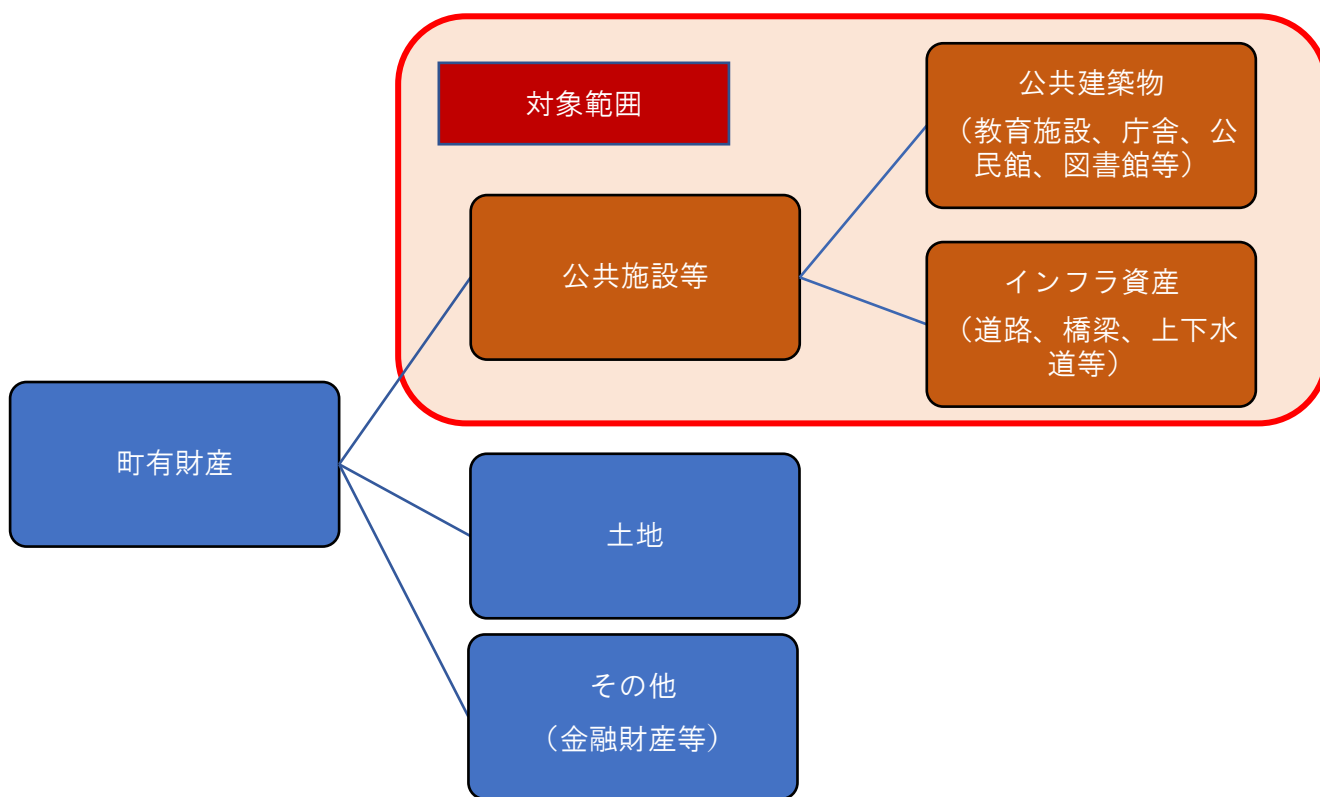
3. 計画期間の設定

計画期間は、令和8年度から令和37年度の30年間とします。ただし、10年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

なお、社会情勢等の動向を把握しつつ、計画期間途中にも適宜見直しを行うことができるよう、柔軟性を持たせます。

4. 計画の対象

本計画において対象とする公共施設等は庁舎、学校、公民館などの公共施設及び道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産とします。なお、本計画内においては公共施設とインフラ資産を併せ「公共施設等」とします。

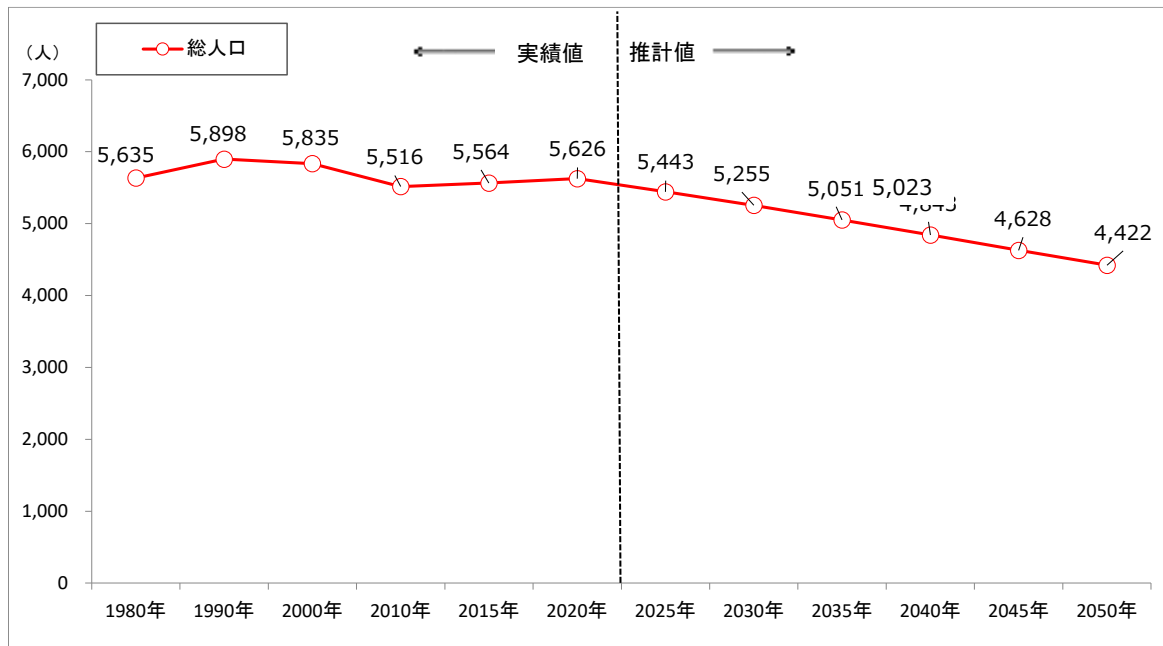


第1章 本町の状況

1. 人口に関する状況

(1) 総人口の推移

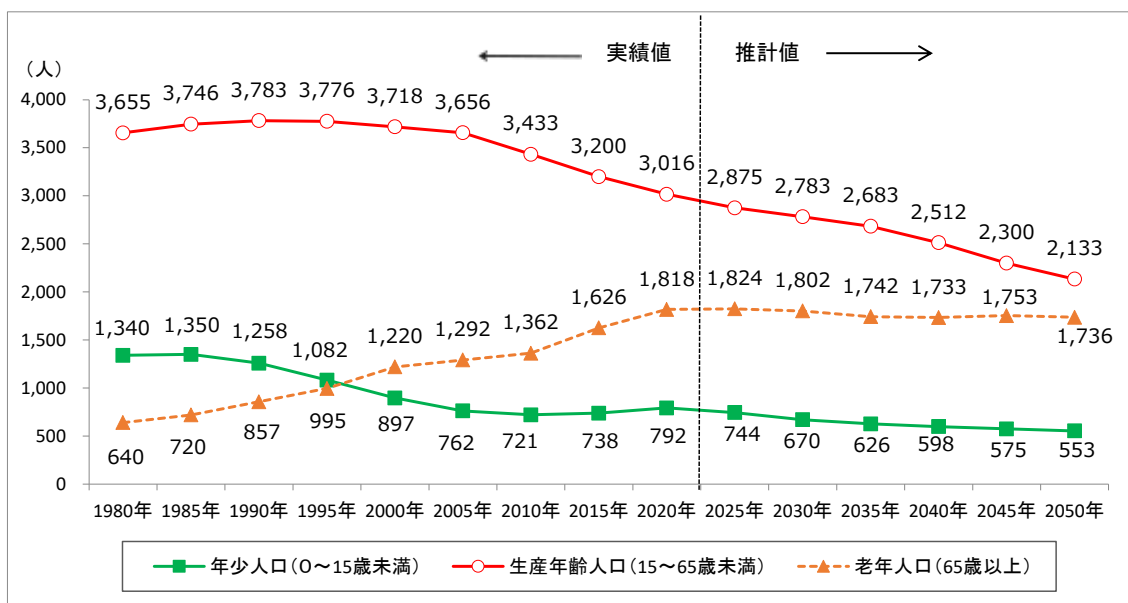
富加町の人口は、平成2年（1990年）のピークには5,898人となっていました。しかし、それ以降は徐々に減少し、令和32年（2050年）には4,422人になると推計されます。



(出典：富加町人口ビジョン（第3版）)

(2) 年齢別人口の推移

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口と老年人口は平成7年（1995年）以降逆転し、老年人口が多くなっています。また、今後の推計によれば生産年齢人口が特に減少し、令和7年（2025年）以降の推計値でも減少が予想され、生産年齢人口と老年人口が同水準になる可能性があります。



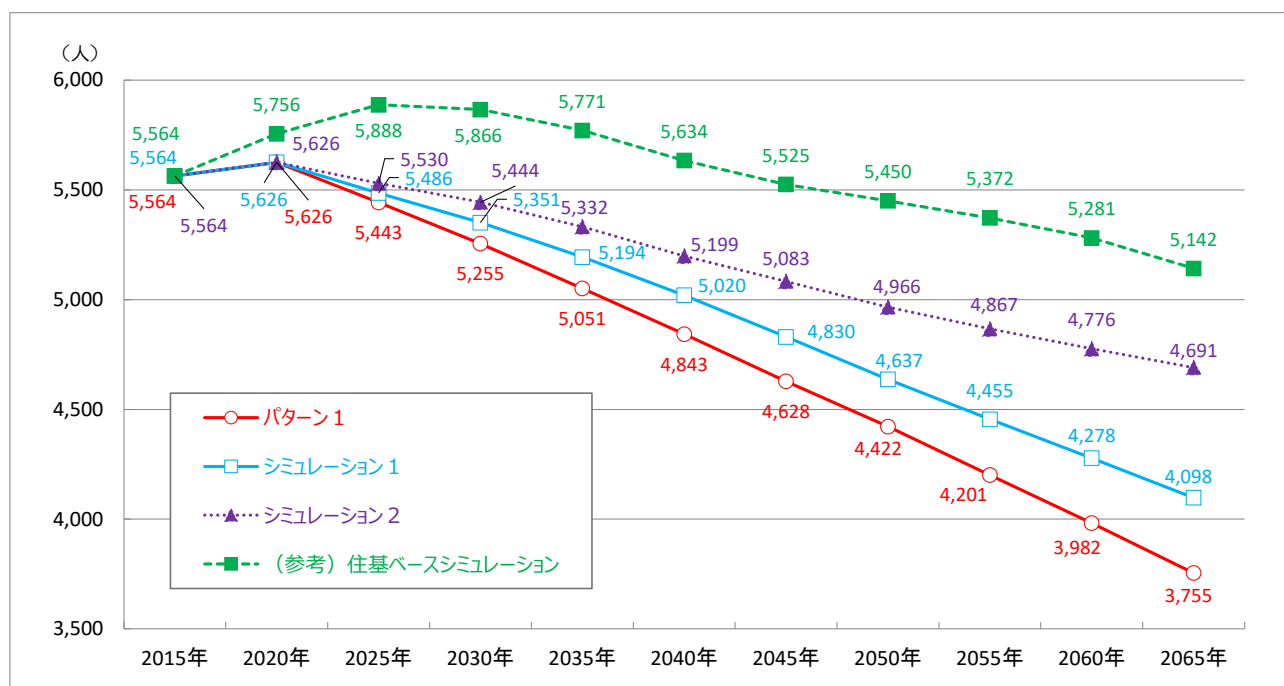
(出典：富加町人口ビジョン（第3版）)

(3) 将来の目標人口

将来人口の動向として、社人研（社会保障・人口問題研究所）による人口推計では、令和2年（2020年）の5,626人から令和47年（2065年）では、1,871人減の3,755人と予測されています。

また、シミュレーション1の推計では、令和2年（2020年）の5,626人から1,528人減の4,098人、シミュレーション2の推計では、令和2年（2020年）の5,626人から935人減の4,691人と予測されています。このように令和47年（2065年）時点での総人口はいずれの推計も減少傾向にあり、5,000人を割り込む結果となっています。なお、住民基本台帳人口による予測では5,000人を上回っているものの、これは直近の転入者が増加しているためであり、人を呼び込む継続的な施策が必要となります。そこで、本町がめざす中・長期的な人口としては、最も5,000人に近い合計特殊出生率が人口置換水準(2.1)まで上昇する且つ人口移動が均衡する条件のシミュレーション2（4,700人）が該当します。

このシミュレーション2に沿って、令和17年（2035年）に5,332人、令和27年（2045年）に5,083人、令和47年（2065年）に4,691人の推計を基に以下の目標人口を設定します。また、2035年は、第6次総合計画の目標年度（令和17年）でもあり、整合性を図るという視点からも総合計画についても本推計を基に同じ目標人口を掲げます。



(出典：富加町人口ビジョン（第3版）)

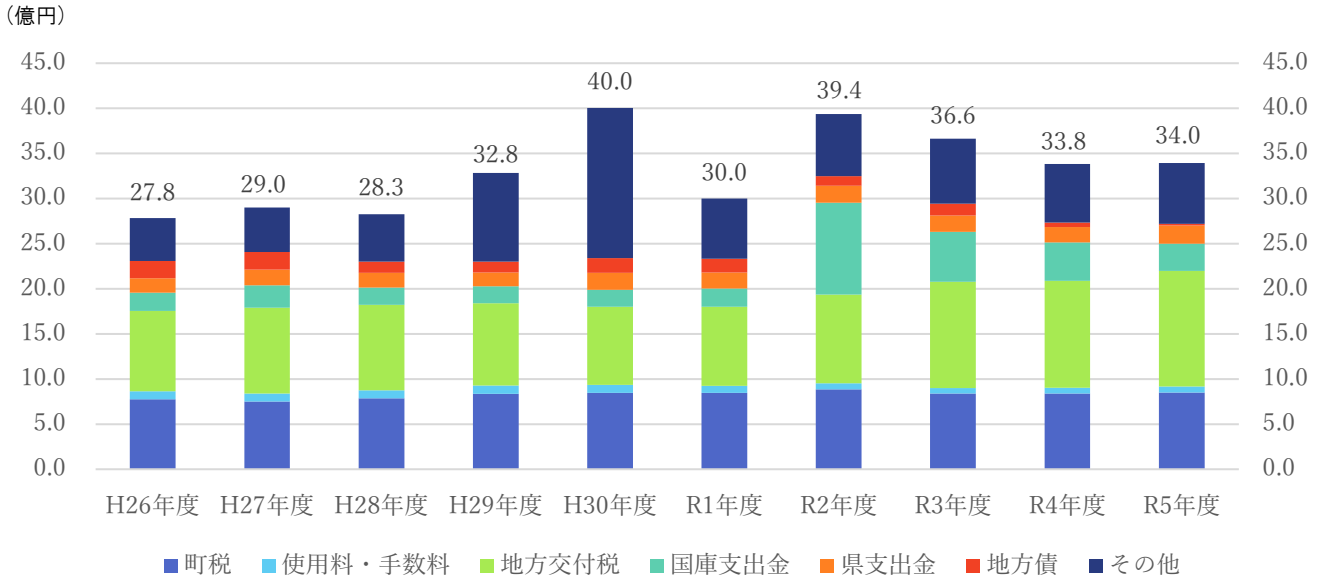
富加町人口ビジョン（第3版）における目標人口

目標年	目標人口
令和17年（2035年）	5,400人
令和27年（2045年）	5,100人
令和47年（2065年）	4,700人

2. 財政に関する状況

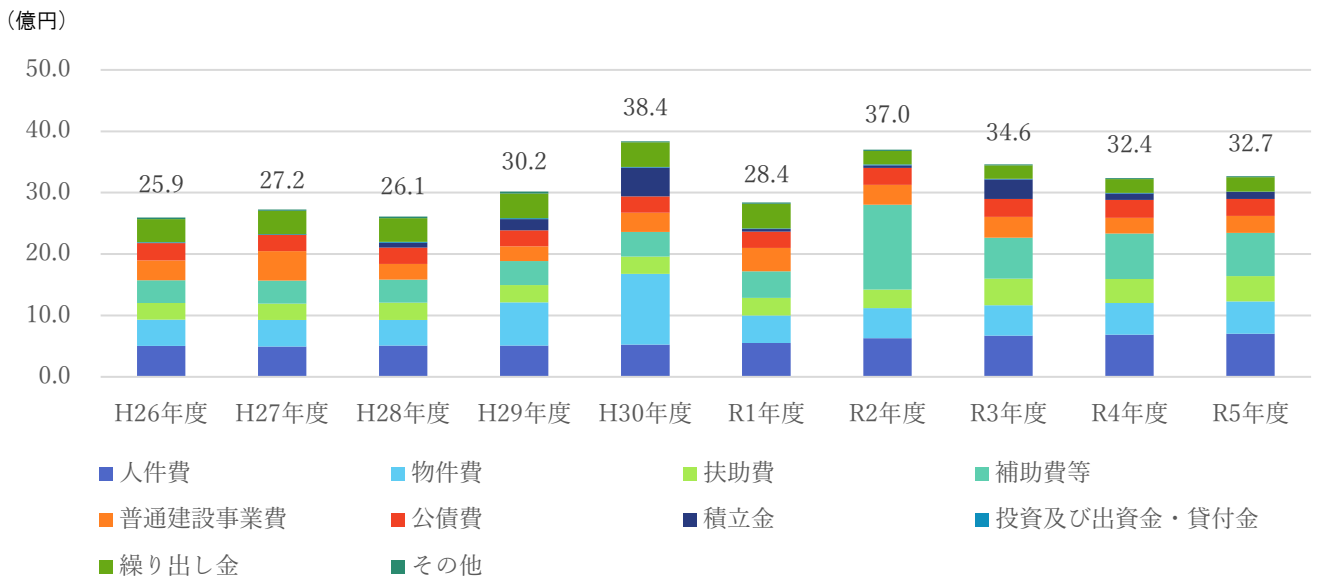
(1) 歳入の推移

本町の歳入総額（一般会計）は過去10年間を見ると平成30年度が約40.0億円ともっとも多く、平成26年度は約27.8億円ともっとも少なくなっています。増減はあるものの、近年はやや増加傾向にあり、過去10年間の平均は、約33.2億円です。歳入の内訳を見ると、町税はほぼ横ばいであり、毎年度、約8.3億円となっています。



(2) 歳出の推移

本町の歳出総額（一般会計）は、普通建設事業費が、平成30年度と令和2年度で高くなっていますが、年度によるばらつきがあり、過去10年間の平均は約3.2億円/年となっています。一方で、扶助費は毎年度増加しており、令和5年度は約4.1億円となっています。



3. 保有する公共施設等の状況

(1) 対象とする公共施設等の状況

本町の保有する公共施設は以下の表のとおりです。総延床面積は 39,663.9 m²となり、最も延床面積の多い施設区分（中分類）は「学校」の 11,009.1 m²であり、全体の約 28%となります。

施設区分		R 元年度 末	R2 年度 末	R3 年度 末	R4 年度 末	R5 年度 末
大分類	中分類	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
行政系 施設	庁舎等	2,919.3	2,919.3	2,919.3	2,919.3	2,919.3
	その他行政系施設	42.1	42.1	42.1	42.1	42.1
	消防施設	614.7	614.7	614.7	614.7	603.8
町民文化系 施設	文化施設	3,478.0	3,478.0	3,478.0	3,478.0	3,478.0
	集会施設	2,383.6	2,383.6	2,383.6	2,383.6	2,383.6
子育て支援 施設	幼稚園・保育園・こども園	1,933.6	1,933.6	1,933.6	1,933.6	1,933.6
	幼児・児童施設	2,122.7	2,122.7	2,122.7	2,122.7	2,122.7
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	769.1	769.1	769.1	769.1	759.3
	保健施設	457.3	457.3	457.3	457.3	457.3
社会教育系 施設	博物館等	555.8	555.8	555.8	555.8	555.8
スポ-ツ・レクリエ -ション系施設	レクリエ-ション施設・観光施設	204.0	204.0	204.0	204.0	204.0
	スポ-ツ施設	1,890.3	1,890.3	1,890.3	1,890.3	1,890.3
学校教育系 施設	学校	11,009.1	11,009.1	11,009.1	11,009.1	11,009.1
	その他教育施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公園	公園	610.3	610.3	610.3	610.3	723.9
公営住宅	公営住宅	9,947.4	9,947.4	9,947.4	9,947.4	9,947.4
その他	その他	633.8	633.8	633.8	633.8	633.8
計		39,956.0	39,956.0	39,956.0	39,956.0	39,663.9

次にインフラ施設の保有状況と推移は、以下のとおりです。

道路		合計	町道			農道	林道
			1級	2級	その他		
R元年度末	道路延長(km)	139.7	9.9	11.0	109.8	6.4	2.6
	面積(m ²)	648,898.20	67,452.8	63,310.2	490,766.9	19,104.5	8,263.8
R2年度末	道路延長(km)	139.20	9.9	11.0	109.6	6.1	2.6
	面積(m ²)	655,751.10	68,478.7	63,877.6	493,836.0	21,295.0	8263.8
R3年度末	道路延長(km)	139.30	8.7	11.0	110.9	6.1	2.6
	面積(m ²)	657,514.80	61,261.3	64,133.3	502,561.4	21,295.0	8263.8
R4年度末	道路延長(km)	139.30	8.7	11.0	110.9	6.1	2.6
	面積(m ²)	658,638.20	62,125.3	64,133.3	502,820.8	21,295.0	8263.8
R5年度末	道路延長(km)	139.40	8.7	11.0	111.0	6.1	2.6
	面積(m ²)	659,331.60	62,276.0	64,216.9	503,279.9	21,295.0	8263.8

橋りょう		合計	PC橋	RC橋	鋼橋	その他
R元年度末	橋りょう数(橋)	50	19	20	11	0
	延長(m)	863.6	382.5	142.9	338.2	0
	面積(m ²)	4,470.8	2,544.1	571.3	1,355.4	0
R2年度末	橋りょう数(橋)	50	19	20	11	0
	延長(m)	863.6	382.5	142.9	338.2	0
	面積(m ²)	4,470.8	2,544.1	571.3	1,355.4	0
R3年度末	橋りょう数(橋)	50	19	20	11	0
	延長(m)	863.6	382.5	142.9	338.2	0
	面積(m ²)	4,470.8	2,544.1	571.3	1,355.4	0
R4年度末	橋りょう数(橋)	50	19	20	11	0
	延長(m)	863.6	382.5	142.9	338.2	0
	面積(m ²)	4,470.8	2,544.1	571.3	1,355.4	0
R5年度末	橋りょう数(橋)	50	19	20	11	0
	延長(m)	863.6	382.5	142.9	338.2	0
	面積(m ²)	4,470.8	2,544.1	571.3	1,355.4	0

上水道		総延長	耐震適合性がある管
R 元年度末	管路延長(m)	58,723	3,733
R2 年度末	管路延長(m)	58,198	5,105
R3 年度末	管路延長(m)	58,342	6,369
R4 年度末	管路延長(m)	58,308	7,215
R5 年度末	管路延長(m)	59,428	7,215

下水道		総延長	塩ビ管
R 元年度末	管路延長(m)	66,043	60,689
R2 年度末	管路延長(m)	66,090	60,736
R3 年度末	管路延長(m)	66,223	60,869
R4 年度末	管路延長(m)	66,321	60,967
R5 年度末	管路延長(m)	66,996	61,642

公共施設等の減価償却率の推移は以下のとおりです。

	建物	道路	橋りょう	上水道	下水道
R 元年度末	57.37%	67.02%	54.96%	51.25%	53.76%
R2 年度末	59.20%	68.95%	56.60%	49.22%	55.54%
R3 年度末	61.44%	70.96%	58.25%	49.06%	57.31%
R4 年度末	63.27%	71.66%	59.83%	48.28%	59.03%
R5 年度末	64.76%	71.31%	61.42%	48.99%	60.57%

令和5年度の各公共施設の年間維持経費は以下のとおりです。(単位：円)

施設分類	維持管理経費	減価償却費	純行政コスト
行政系施設	41,435,209	11,515,990	52,951,199
町民文化系施設	38,788,119	10,744,617	49,532,736
子育て支援施設	28,000,801	20,154,562	48,155,363
保健・福祉施設	14,145,003	6,898,358	21,043,361
社会教育系施設	3,754,181	6,714,057	10,468,238
スポーツ・レクリエーション系施設	13,288,427	6,153,131	19,441,558
学校教育系施設	16,876,814	27,804,766	44,681,580
公園	7,928,646	2,941,299	10,869,945
公営住宅	4,656,716	38,960,129	43,616,845
その他	10,071,991	4,803,378	14,875,369

※上記の金額には、賃金以外の人件費は含みません。

公共施設に対する過去の長寿命化対策の実績は以下のとおりです。(H21年度～R5年度)

年度	対象施設	工事内容	金額(百万円)
H21	東公民館	耐震等大規模改修工事	47
H22	南公民館	耐震等改修工事	54
H23	西公民館	耐震等改修工事	28
	タウンホール	図書室等屋上防水工事	5
H25	庁舎	屋上防水工事(大会議室屋上)	6
	富加小学校	北舎屋上防水工事	5
H27	富加小学校	耐震改修工事	59
	高畑住宅A棟	外壁塗装工事	15
H28	高畑住宅B棟	外壁塗装工事	12
	富加小学校	管理棟屋上防水工事	18
H29	子育て支援拠点施設	屋上防水工事	18
	高畑住宅C棟	外壁塗装工事	12
H30	タウンホールとみか	特定天井改修工事	69
R1	庁舎	屋上防水工事 (3階屋上+ペントハウス+外階段)	6
	とみかこども園	屋根塗装工事	9
R5	富加小学校	中舎屋上防水工事	14

庁舎	外壁改修、外壁クラック等補修 屋上防水工事（議場屋上）	21
高齢者活動センター	屋根塗装工事	4

※対象施設に関する長寿命化工事のうち、100万円以上で抽出しました。

(2) 公共施設延床面積の近隣自治体との比較

本町の公共施設延床面積は約 4.0 万㎡と、県内の近隣自治体と比較すると、坂祝町の約 3.2 万㎡、東白川村の約 3.6 万㎡、七宗町の約 3.8 万㎡に次いで少ない値となっているものの、人口一人当たりの面積では、平均値よりやや少ない値となっています。

団体	延床面積(㎡) ^{※①}	人口(人) ^{※②}	一人当たり面積(㎡)
富加町	39,664	5,880	6.7
関市	450,989	84,308	5.3
美濃市	134,149	19,146	7.0
美濃加茂市	156,879	57,357	2.7
可児市	256,013	99,360	2.6
郡上市	428,297	18,314	23.4
坂祝町	32,206	8,188	3.9
川辺町	45,775	9,807	4.7
七宗町	37,951	3,358	11.3
八百津町	81,213	10,007	8.1
白川町	87,137	7,068	12.3
東白川村	36,312	2,056	17.7
御嵩町	67,386	17,682	3.8
平均値(本町除く)	151,192	28,054	8.6

※①：延床面積は、各団体の「公共施設等総合管理計画」に記載された建物系施設の合計面積

※②：人口は令和 6 年 3 月 31 日時点

(5) 公共施設の将来の更新費用

平成 28 年度から総務省通達により全国の地方公共団体で導入された、「統一的な基準による地方公会計制度」を実施するために、整備が必須となった固定資産台帳を基に、本町の施設を保有し続けるために必要な将来更新費用の試算を、以下の資産条件に基づき行いました。

<試算条件>

- ①取得金額は固定資産台帳記載のとおりとします。
- ②耐用年数は標準的な耐用年数とされる 60 年を採用します（日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方より」）。
- ③耐用年数経過後に計画策定時点と同じのべ床面積で建替えると仮定して計算します。
- ④更新単価は総務省公共施設等更新費用試算ソフトに近年の物価上昇率を乗じて算出します。
- ⑤大規模改修は建設後 30 年後に行うものとし、建替えの 6 割の単価をのべ床面積に乗じて算出します。
- ⑥経過年数が 31 年以上 50 年までのものは、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算します。
- ⑦経過年数が 51 年以上のものは、建替え時期が短いので、大規模改修を行わずに 60 年を経た年度に建て替えるものとして計算します。
- ⑧経過年数が超過しているものは、今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。
- ⑨建替え期間は、設計・施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間とします。
- ⑩大規模改修期間は、設計・施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、改修期間を 2 年間とします。

結果として、現在の公共施設を保有し続けた場合、令和 6 年からの 40 年間で 207.1 億円（年平均 5.2 億円）が必要となることが想定されます。平成 29 年 3 月の本計画策定時の試算では、平成 28 年から令和 37 年までの 40 年間で必要となる合計額約 171.2 億円（約 4.3 億円/年）となっており、両者に差異があることがわかります。平成 29 年 3 月の本計画策定時から物価等が 3 割近く上昇していることが影響していると考えられます。



(6) インフラ施設の将来の更新費用

公共施設等の課題解決を実施していくためには、公共施設だけでなく、インフラ施設（道路・橋りょう・上下水道等）の保有についても分析していく必要があります。また、これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っているため不可欠な施設と考えます。

今回の改訂版では、以下の条件に基づき、公共施設と同様に、固定資産台帳を用いて将来更新費用の試算を行いました。

<試算条件>

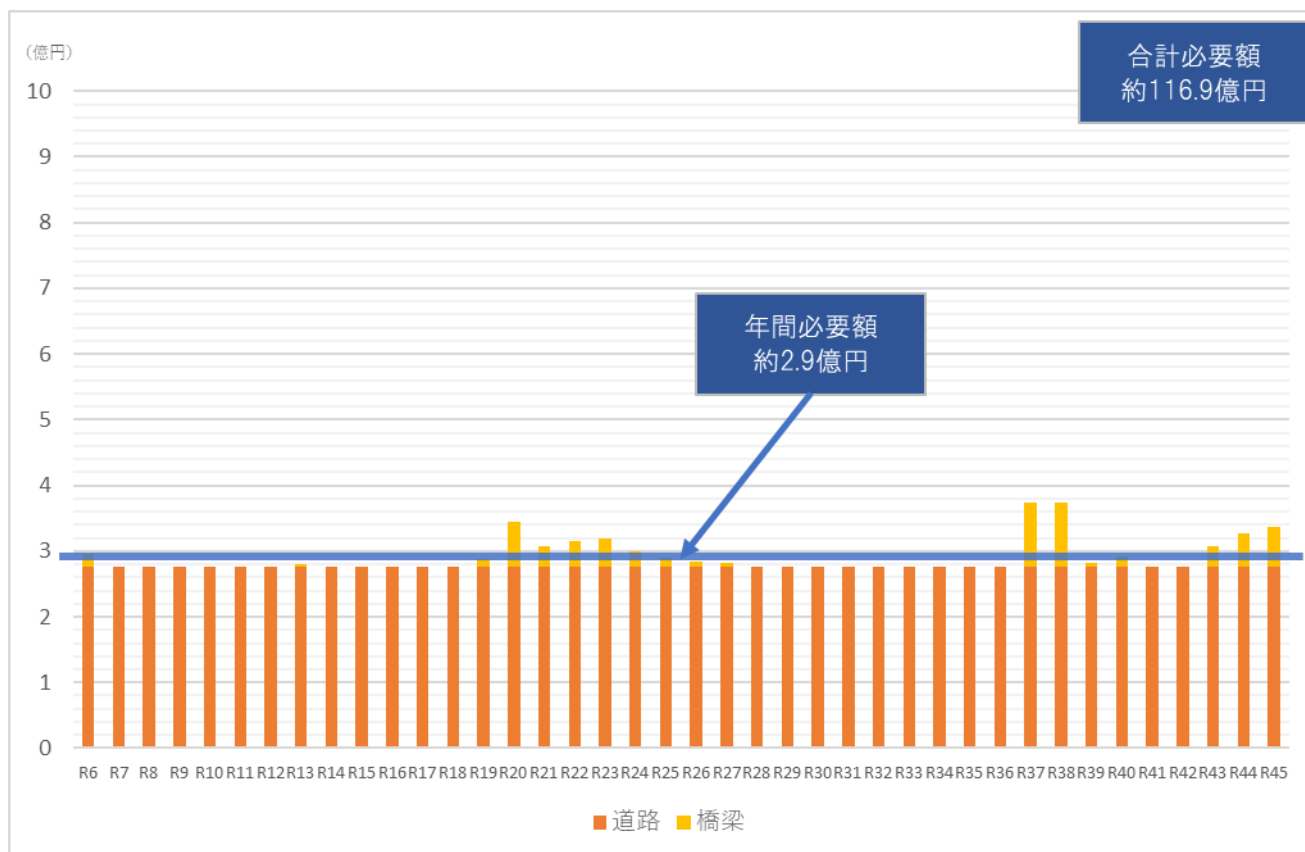
◆道路・橋梁

- ①町内の舗装面積は 659,332 m²、更新単価は 6,300 円/m²とします。更新単価は一般財団法人自治総合センターの調査研究会報告書による単価に、国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を乗じたものを単価として設定します。
- ②耐用年数は 15 年とします。（財務省令での耐用年数）
- ③現在の道路の舗装面積を、舗装部分の更新の耐用年数として仮定した 15 年で割った面積を、1 年間の舗装部分の更新費用と仮定し、更新単価を乗じて試算します。

道路（1年間の舗装部分）の更新費用	全整備面積（m ² ）/15年×更新単価（円/m ² ）
-------------------	--

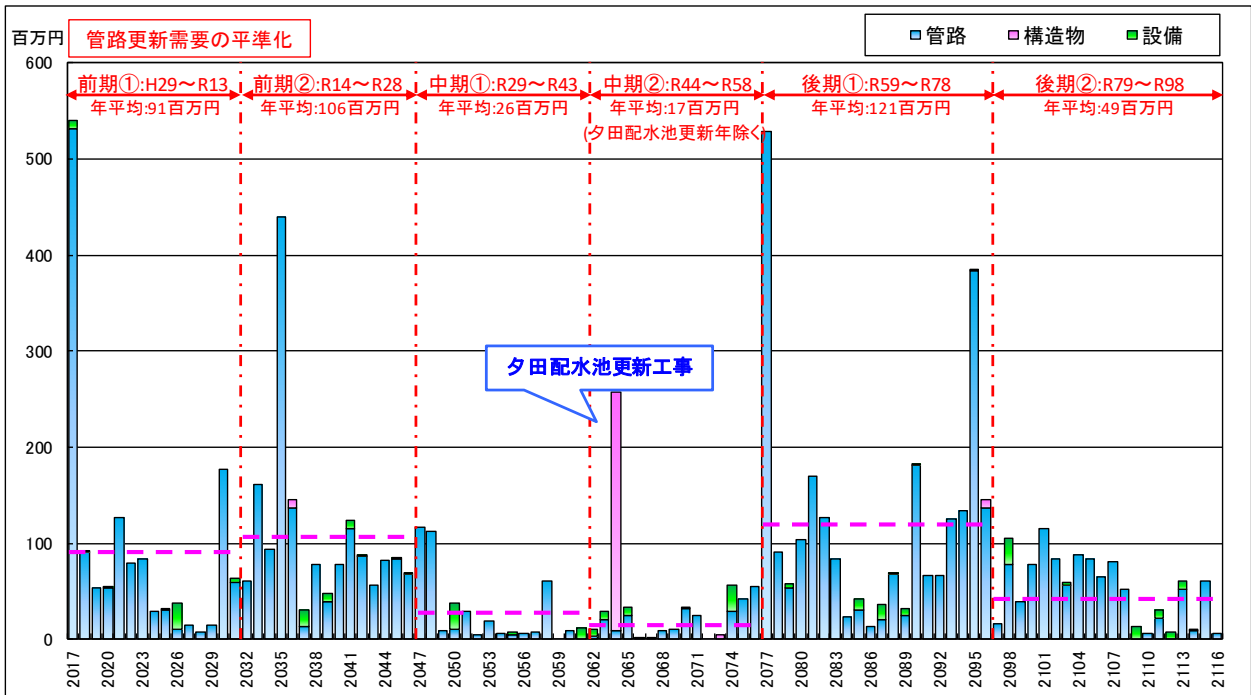
- ④橋梁は「富加町橋梁長寿命化修繕計画」（事後保全型）を基に試算します。

結果として、現在の道路・橋梁を保有し続けた場合、令和6年からの40年間で116.9億円（年平均2.9億円）が必要となることが想定されます。



◆上水道

富加町水道事業ビジョン・経営戦略を基に試算します。本町水道事業ではアセットマネジメント手法を導入し、富加町独自の更新基準により構造物等の更新を行っていきます。富加町独自の更新基準は、法定耐用年数や本町水道事業に蓄積されている知見、全国の実績等を踏まえ設定しました。（詳細は富加町水道事業ビジョン・経営戦略に掲載）年度ごとのバラつきがあり、法定耐用年数である 40 年のサイクルで、集中した更新需要が発生することになります。



◆下水道

<下水道管>

- ①法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。
- ②更新単価は一般財団法人自治総合センターの調査研究会報告書による単価に、国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を乗じたものを単価として設定します。
- ③整備年度ごとの管径別の延長にそれぞれ更新単価を乗じて試算します。なお、整備年度が不明なものは、不明分の延長の更新費用を耐用年数（50 年）に均等に割り振るものとします。

下水道管の更新費用	整備年度ごとの管径別の延長 (m) × 更新単価 (円/m ²)
-----------	--

下水道管の更新費用	管径 ~250mm 以下	82,200 円/m
	管径 251mm~以上	156,300 円/m

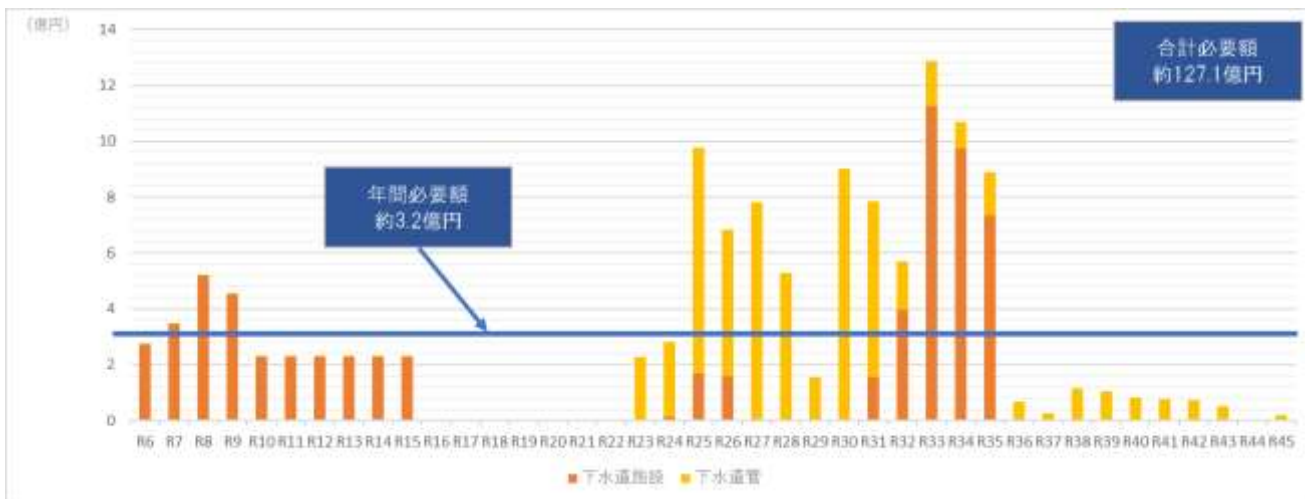
<下水道施設>

- ①取得金額、耐用年数は固定資産台帳記載のとおりとします。
- ②大規模改修は耐用年数が 50 年以上のものは耐用年数の半分が経過後に行うものとし、更新の 6 割の単価をのべ床面積に乗じて算出します。耐用年数 50 年未満のものは大規模改修を行わないものとします。
- ③大規模改修及び更新の費用は、取得価額に国土交通省が公表している建設工事デフレーターの数値を乗

じたものとしてします。

- ④経過年数が超過しているものは、今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。
- ⑤更新期間は、耐用年数 50 年以上のものは設計・施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、更新期間を 3 年間とします。耐用年数 50 年未満のものは 1 年間とします。
- ⑥大規模改修期間は、設計・施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、改修期間を 2 年間とします。
- ⑦経過年数が超過しているものは、今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。

結果として、現在の下水道施設等を保有し続けた場合、令和 6 年からの 40 年間で 127.1 億円（年平均 3.2 億円）が必要となることが想定されます。



4. 長寿命化対策をする場合の将来の更新費用

4-1 公共建築物長寿命化による建替年数の延伸

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

本章 3-(5)・(6)では、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づいて本町が毎年度更新している固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行った際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の4つに分類されます。

物理的耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、その他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 (固定資産台帳で採用)
機能的耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、物理的耐用年数が、その他の耐用年数より長くなるのが一般的ですが、固定資産台帳では法定耐用年数を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章 3-(5)・(6)です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が増えています。

本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

(2) 長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。それを基に、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように、公会計で利用している固定資産台帳では、法定耐用年数を採用しています。本章 2・3の試算結果は、法定耐用年数が経過した時点で更新する場合の見込み額ですが、本町のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用されています。また、公共建築物は、法定耐用年数を迎える前に改修することで、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行うことにより、法定耐用年数以上の期間、利用できると仮定して試算します。

(3) 公共建築物長寿命化対策を行う場合の将来の更新費用試算

従来の事後保全型管理では耐用年数を 60 年と想定するのに対し、長寿命化対策の予防保全型管理では適切な時期に修繕等を行うことで、耐用年数を 80 年まで延ばすものと想定しています。

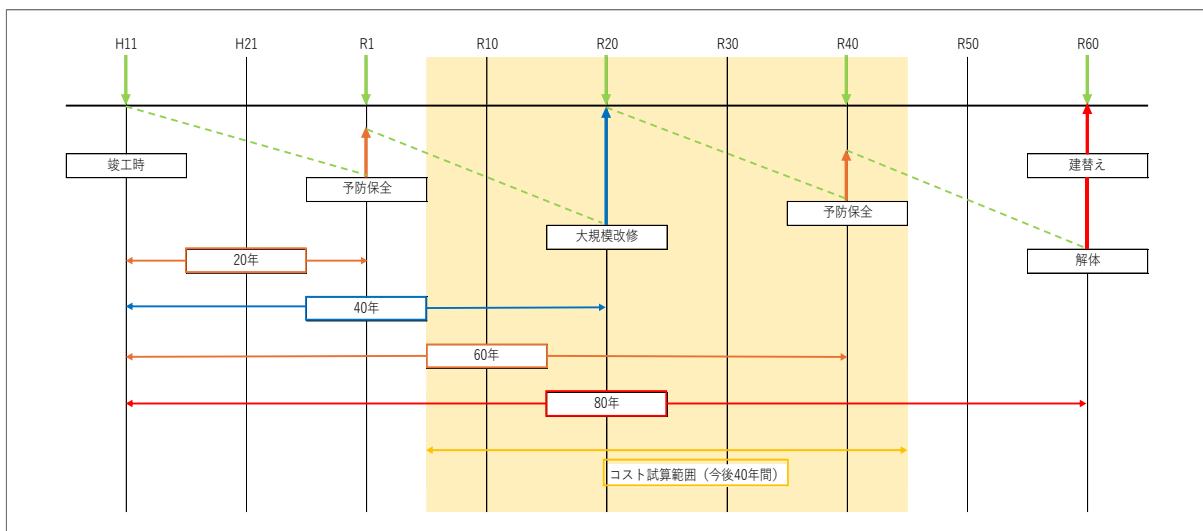
また、算出の条件として、以下を設定します。

＜試算条件＞

令和 8 年度以降に築 40 年を迎える施設については長寿命化対策（耐用年数 80 年）を行い、それ以外の施設については従来（耐用年数 60 年）の更新を行うこととします。更新後は長寿命化対策を行うこととし算定します。

大規模改修については建築後 40 年で行うこととし、新築及び大規模改修から 20 年後に予防保全を実施することで長寿命化を図ります。

長寿命化対策を行う施設の改修・建替え時期のイメージ図



更新（建替え）及び大規模改修に係る 1 m²当たりの単価については、従来の将来費用の推計と同様の単価とし、予防保全的な修繕については、学校の長寿命化計画に係る解説書（文部科学省）を参考に、更新（建替え）単価の 25% に設定します。

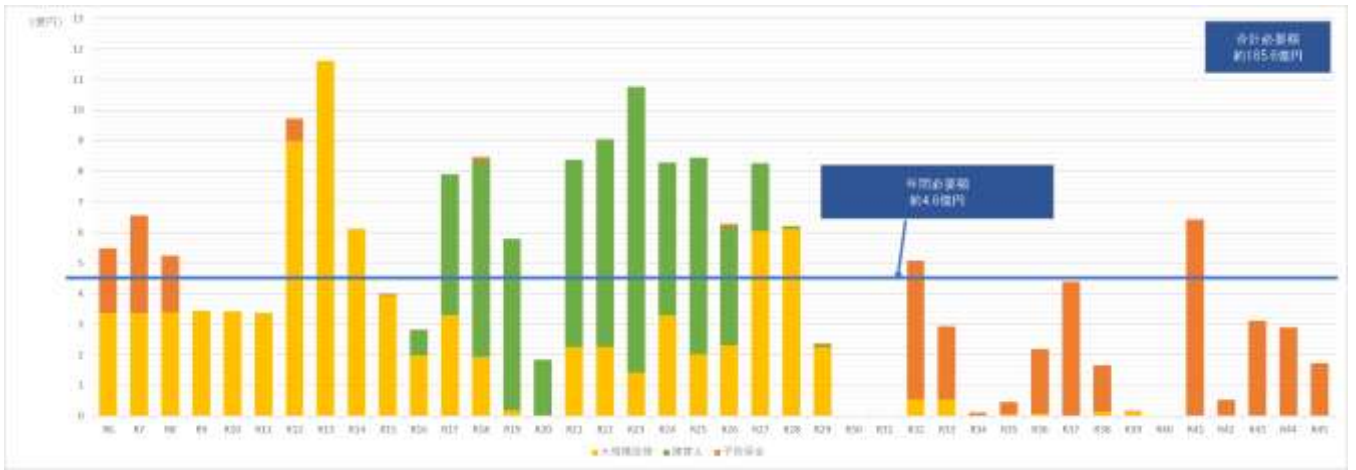
＜試算結果＞

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 6 年から令和 45 年までの合計で、約 185.6 億円（約 4.6 億円/年）となります。

本章 3-(5)で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替を行う試算では、約 207.1 億円（約 5.2 億円/年）だったため、長寿命化により一定の財政支出の抑制が図られる見込みとなりました。

投資的経費（普通建設事業費）の既往実績額（過去 10 年間の平均額）が約 3.2 億円/年に対して、必要な金額は約 4.6 億円となり、約 1.44 倍の費用が必要です。

今後の厳しい財政状況のもと、建築物については、より一層の集約化・複合化による総面積の縮減に加えて、従来の事後保全の対応から、定期的な点検等を踏まえた計画的な予防保全手法を積極的に導入し長寿命化を図ることにより、さらなる更新経費縮減の取り組みを進めていく必要があります。



4-2 インフラ施設長寿命化による更新年数の伸長

(1) 耐用年数（寿命）の考え方

本章 4-1-(1)で示したように、固定資産台帳ではインフラ資産についても、法定耐用年数が採用されています。インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。本町でも、予防保全型管理の考え方に基づいて、法定耐用年数よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていくこととします。

(2) 長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。次の考え方に基づいて更新年数を設定することとします。

○道路（舗装）

本町では、多くの舗装路面がアスファルトで、財務省令での耐用年数は 15 年です。舗装全体が劣化してから全体を更新する「事後保全型」の維持管理から、定期的な点検に基づき、損傷が深刻化する前に舗装の表層部分を修繕する「予防保全型」の維持管理への転換を進めることなどで、長寿命化を図っていきます。

路盤も含めた修繕をせず、表層だけの修繕（切削オーバーレイ等）を想定して、従来の更新単価（6,300 円/㎡）の 1/3（2,100 円/㎡）を更新単価として試算します。

現在の道路の舗装面積を、舗装部分の修繕の頻度を 10 年とし、10 年で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新費用と仮定し、更新単価を乗じて試算します。

○橋りょう

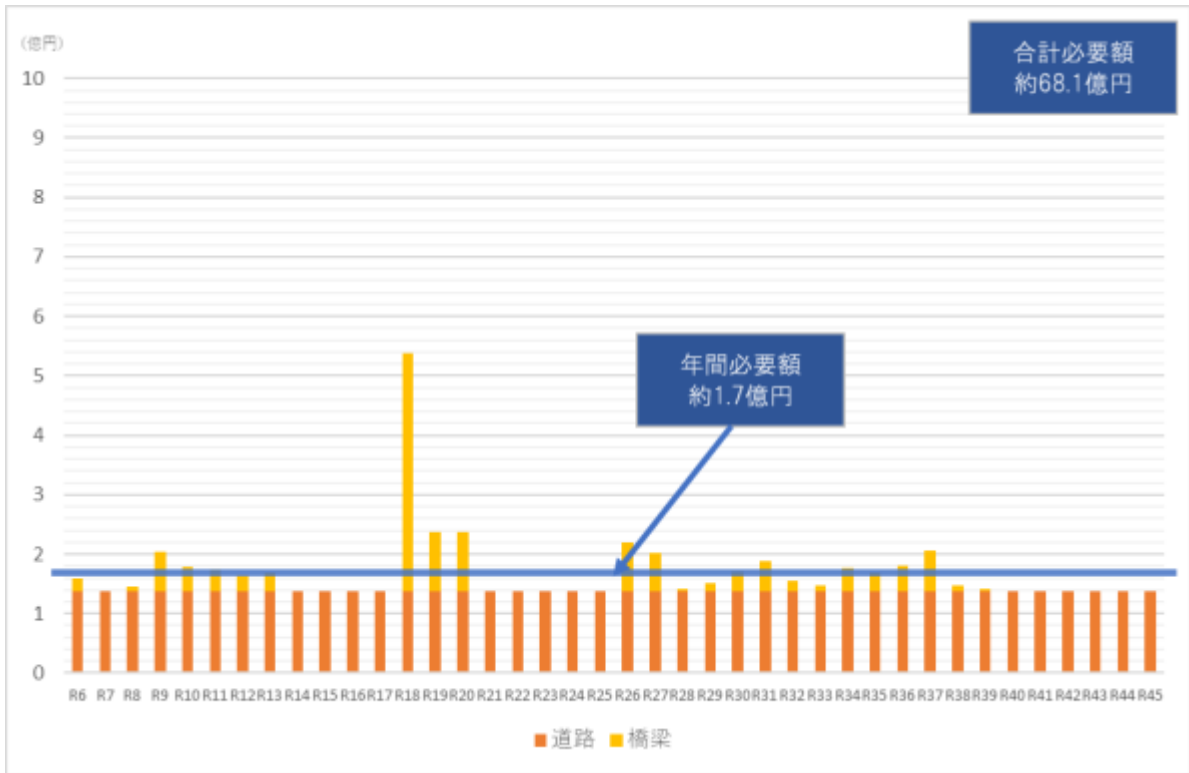
橋梁は「富加町橋梁長寿命化修繕計画」（予防保全型）を基に試算します。

<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 6 年から令和 45 年までの合計で、約 68.1 億円（約 1.7 億円/年）となります。

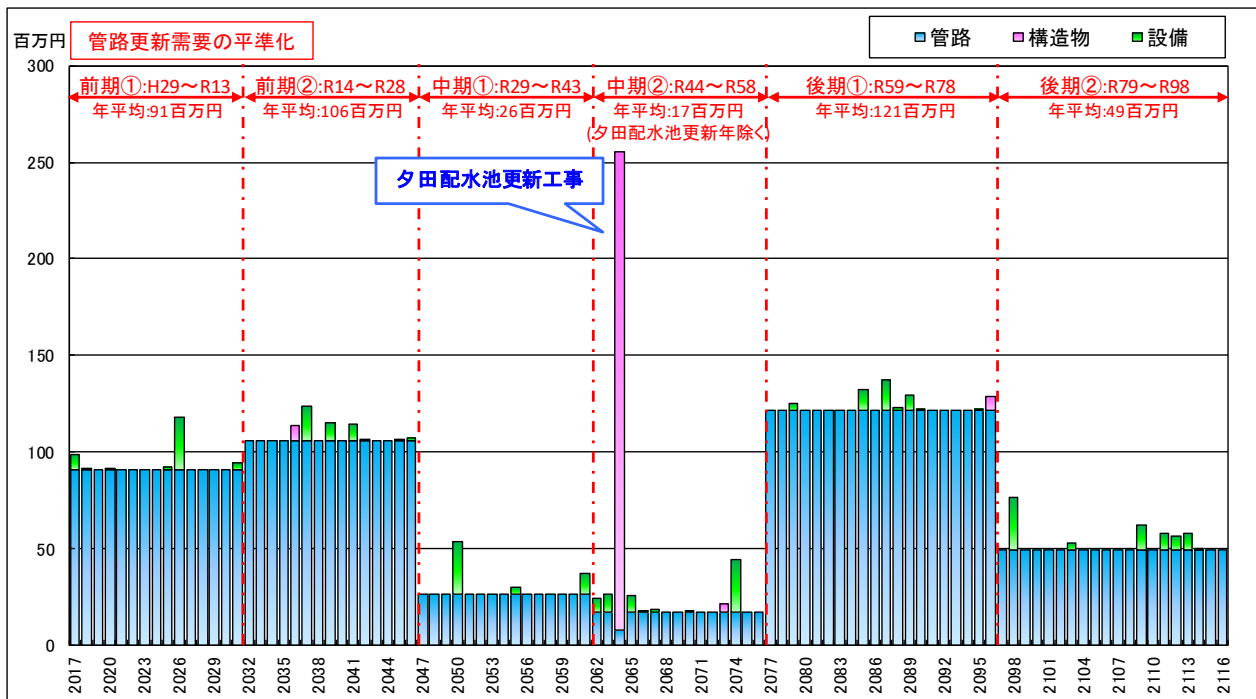
本章 3-(5)で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替を行う試算では、約 116.9 億円（約 2.9 億円/年）だったため、長寿命化により一定の財政支出の抑制が図られる見込みとなりました。

予防保全型管理手法は国土交通省により推進されており、これまで当町でも計画的に保全や更新を行ってきたところですが、策定した個別計画に基づいて、長寿命化への取組を進めていきます。



○上水道

今後 100 年を 3 期に分け、管路の平準化を図ります。この結果、前期の管路更新投資額は 91 百万円 /年となります。



○下水道

下水道管

設置から 50 年経過時に長寿命化対策を行い、耐用年数を 100 年と設定します。100 年経過後に更新を行います。

更新時は従来の更新単価を基に試算し、長寿命化対策は従来の単価に 0.8 をかけて算出します。なお、整備年度が不明なものは、不明分の延長の更新費用を耐用年数（50 年）に均等に割り振るものとします。

下水道施設

長寿命化対策の予防保全型管理では適切な時期に修繕・点検等を行うことで、耐用年数を 1.5 倍まで延ばすものと想定しています。

また、算出の条件として、以下を設定します。

<試算条件>

耐用年数が 50 年のものは 1.5 をかけた 75 年経過時に更新するものとする。その他についても耐用年数に 1.5 倍をかけた数値を更新する年度とします。

大規模改修については建築後 35 年で行うこととし、新築及び大規模改修から 20 年後に予防保全を実施することで長寿命化を図ります。耐用年数 50 年未満のものは大規模改修及び予防保全は行わない。

予防保全的な修繕については、公共建築物と同様に、更新金額の 25% に設定します。

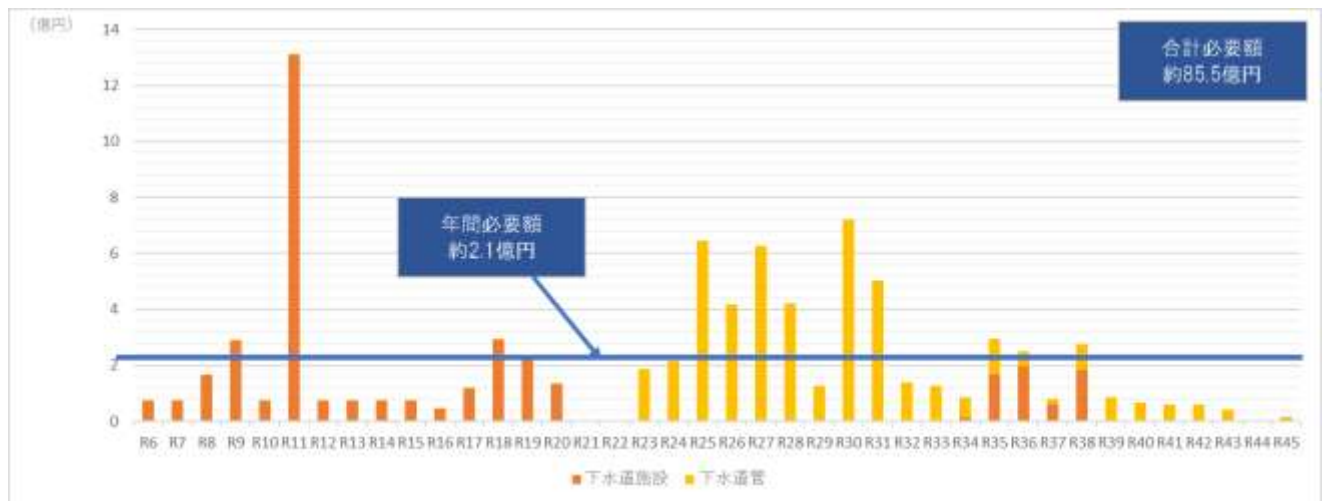
その他は従前の下水道施設の試算条件を基に算出します。

<試算結果>

長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和 6 年から令和 45 年までの合計で、約 85.5 億円（約 2.1 億円/年）となります。

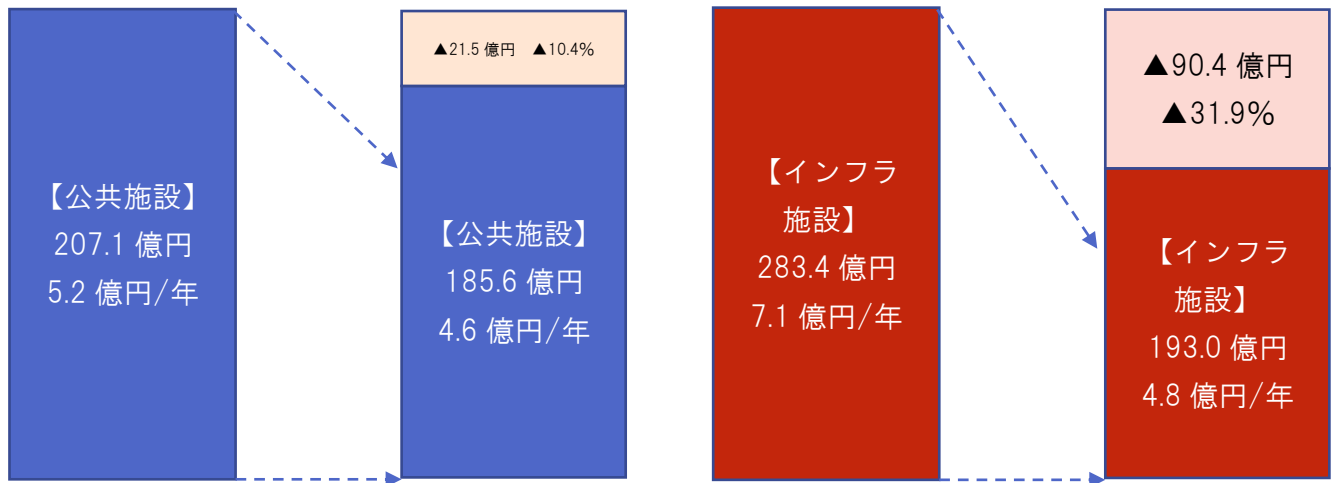
本章 3-(5)で示したように固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に更新を行う試算では、約 127.1 億円（約 3.2 億円/年）だったため、長寿命化により一定の財政支出の抑制が図られる見込みとなりました。

予防保全型管理手法は国土交通省により推進されており、これまで当町でも計画的に保全や更新を行ってきたところですが、下水道経営戦略等に基づいて、長寿命化への取組を進めていきます。



(4) 対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用は抑えられることがわかりました。長寿命化対策による効果額は以下のとおりです。



5. 公共施設等に係る課題

(1) 公共施設需要の減少及び変化への対応

本町の人口は、人口ビジョンの推計によると、今後、一貫して減少する予測となっています。また、人口構成では、生産年齢人口及び年少人口が一貫して減少していく予測であり、必要とされる施設の種類も変化していきます。このような施設需要の変化に合わせて、既存施設を有効利用していくことが必要です。

今回、施設の削減や、削減の目標は考慮しないこととしますが、今後の状況により施設の削減や複合化等について協議をしていく必要があると考えています。

(2) 公共施設等の維持・更新に要する費用と財源への対応

本町の歳入状況を見ると、町税が横ばいである一方、歳出を見ると、公債費及び扶助費が増加しています。今後、人口が減少していく中では、町税の減少が予測されますが、一方で、高齢者の占める人口割合が増加するため、扶助費の額も上昇していくことが予測されます。

そのため、公共施設に充てられる費用は減少していくことが予測されます。その中で、公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、施設の改修・更新時期が集中して訪れると、多大な財政圧迫が想定されます。本章 3-(5)・(6)で示したように、今の公共施設等、特にインフラ施設を保有し続けるためには、過去実績以上の費用が必要となることが試算結果からわかりました。将来にわたり、公共施設等の維持や保全に関する支出を賄える財源の確保が必要です。

さらに、財政不足に陥ると改修・更新不可能な施設も生じ、老朽化に伴う公共サービスの質の低下や利用者への危険性等が懸念されます。そのためにも、施設維持に掛かっているトータルコストの縮減に取り組んでいく必要があると考えています。

(3) 固定資産台帳や財務書類の活用

本章 3-(5)・(6)では、固定資産台帳を活用した将来必要額の試算を行いました。本町固有のデータでの試算のため、信憑性の高い試算結果であると考えております。地方公会計制度の一環で整備している固定資産台帳は、本町全体の施設マネジメントに活用できる情報源となるため、今後、より一層、各施設の担当課の意識を高め、更新の精度を上げて情報の充実を図り、施設別セグメント分析を行うなど、公会計で作成する財務書類も活用するなどして、多角的に施設の維持管理運営に当たることとします。

(4) インフラ施設の更新費用確保への対応

本章 3-(6)で固定資産台帳を活用した、インフラ施設の将来必要額の試算を行いました。その試算結果を見ると、莫大な金額が必要となることがわかりました。主に道路の維持に係る費用が要因ですが、町民生活と直結するインフラ施設の維持・管理は不可欠のため、その更新費用の確保は早急に取り組むべき課題と考えています。

第2章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、建築物の機能や性能を適切に保つために、建築物や設備機器の異常・劣化等の状態を調査することであり、不具合が大きなトラブルにつながる前に必要に応じた対応措置を行い、施設を適正に維持管理していくための重要な作業のひとつです。したがって、法律や国の技術基準等に準拠し、既存の長寿命化計画に照らし合わせて、適正に調査及び点検、診断を実施します。

また、法令に定められた点検はもとより、日常的に施設の不具合等に気を配り、早期発見に努めるため、データを集積、記録して残しておくことが重要です。そこで、調査及び点検した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、一元管理する仕組みを構築し、実行します。

2. 維持管理・更新等の実施方針

適切な点検や診断の実施により、従来までの対処法的な修繕ではなく、予防保全型による維持管理を可能とすることに加え、環境負荷への低減や事業費の平準化等ライフサイクルコスト全体に留意することが重要です。

そのために、躯体の健全性を確認し、良好な建物は長期に使用するため、特に重要な部位（屋根・屋上・外壁）は点検・診断に基づき早期の劣化対策を実施するなど、施設別に、検討を進めていきます。

3. 安全確保の実施方針

公共施設は、行政サービスを不特定多数の人に提供する場であり、災害発生時等には、避難施設としても利用されるなど、施設の安全性は特に重要です。既存の施設については、適切な点検や診断の実施により、早期に危険部位を解消するなど、計画的な安全確保に向けた仕組みづくりが必要です。また、新規の建設に際しては、地震や火災、水害などに強く、防災機能の確保を図るとともに、子ども、高齢者、障がい者など様々な人の利用も念頭に置いたユニバーサルデザインに配慮した施設運営に努めます。

そこで、施設利用者の安全確保を最優先として各種対策に取り組むとともに、点検診断等の結果から異常が認められる施設については、早期に修繕、改修などの対策を検討します。

4. 耐震化の実施方針

本町では、耐震性を有しない公共施設等について順次耐震化を進めておりますが、災害時のライフラインの確保及び避難場所としての機能確保を最優先として、引き続き耐震化に取り組んでいきます。また、耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討により、長寿命化につながる改修を併せて実施するよう検討を進めていきます。

加えて、地震はいつ、どこで、どのくらいの規模で発生するかが予測できないため、ハード的な耐震化のみならず、日ごろの訓練などソフト的な部分での補完対策も検討します。

5. 長寿命化の実施方針

予防保全の実施により、おのずと施設の長寿命化は図れますが、一方で、建設当時公共施設に求められていたニーズが変化してきていることも事実です。全ての施設を単に長寿命化するのではなく、その施設を利用して提供されているサービスが将来にわたって必要なものであるのか、その規模は変化していないかなど、サービス面からも検証し、現在のニーズに適合する計画的な長寿命化の実施を検討します。

なお、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、当該計画の内容を踏まえ、連携と整合性を図り、長寿命化を推進していきます。

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化（多様な人々が利用しやすくすること）を推進していきます。

7. 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、「富加町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を踏まえ、太陽光発電設備の設置をはじめとする、再生可能エネルギーの導入や、LED 照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入による省エネルギーなど、公共施設等における脱炭素化に向けた取組を推進します。

8. 統合や廃止の推進方針

将来的な人口減少を視野に入れれば、施設の整理・統合や複合化等により、施設の機能を維持しながら、施設の総量を縮減していくことも維持管理の手法のひとつです。複合化等による施設の再編にあたっては、地域特性によって公共施設に求められるニーズも異なることから、地域単位での検討も必要となります。

公共施設については、学校に関して「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出されるなど、施設に応じて配置基準や目安が決められているものもあるため、これらと現状及び将来の動向を勘案し、適正な配置を実現できるように統合や廃止を推進していきます。

具体的には、町有地については、遊休・余剰資産の売却等により、管理コストの縮減と新たな投資財源の捻出に努め、建物については、建設から 30 年を超えるもので長期の活用が見込まれないもの、広く住民の使用に供されていないものは、廃止を基本とします。また、廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、安全性を考慮して、取り壊しを基本とします。

9. 数値目標

過去 10 年間の普通建設事業費の平均が約 3.2 億円/年で、長寿命化対策後の必要事業費が約 6.3 億円/円となり、約 3.1 億円不足することになります（公営企業を除く）。改修は特定財源（補助金、交付金、交付税措置等）の確保に努め、未利用資産の売却・貸付による収入増加分を充当することに加え、長寿命化対策の更なる精度向上により、現状の 3.2 億円/年を維持することを目標とします。

10. 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計（固定資産台帳等）の活用 地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から施設類型別等の指標を分析して、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。

11. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用資産（遊休不動産等）については、民間企業の利活用について調査を行い、売却や貸付等を検討します。

12. 広域連携

国や県、近隣自治体の公共施設等の配置状況などを適切に把握し、必要に応じて広域的な連携について検討する。

13. 各種計画との連携

総合計画などの計画の他、公営企業における経営戦略等の各種計画との整合性を図り、より町全体の状況を管理できるよう連携を図る。

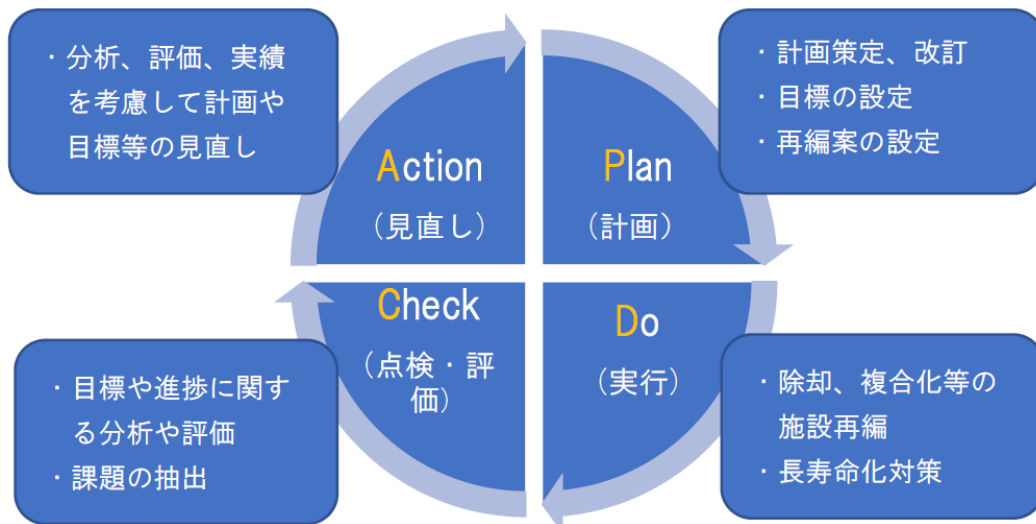
14. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

現状の組織体制から、状況に応じてより柔軟に体制を見直しながら、総合的で実践的な資産経営を推進する。

15. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進方針

本計画を推進していくために、点検や修繕履歴の蓄積や分析などの施設情報の一元管理と共有化、維持管理時における環境負荷の低減などの施設全体のライフサイクルコストの縮減など、全職員が理解することで、職員のスキルアップにもつながるような全庁体制での取り組みを行います。

また、本計画で定めた方針や内容について、不断の見直しを行うためにも、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルによる、適切な実績評価や分析及び進捗管理を行います。

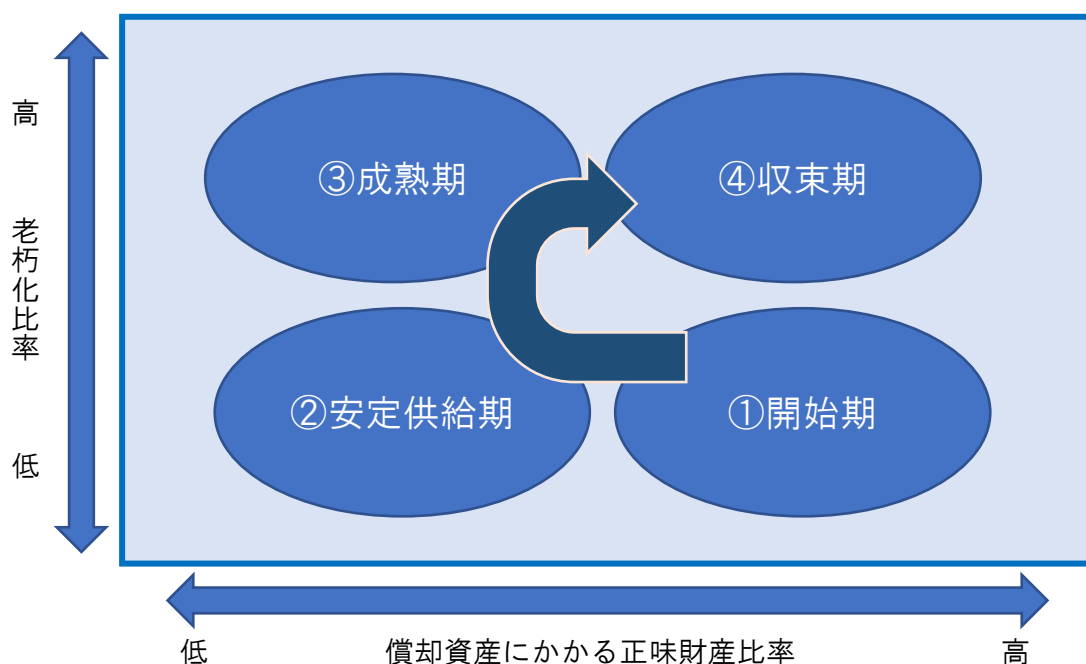


第3章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本方針

将来の人口減少や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況等、公共施設等に関わる様々な状況を踏まえ、適切な規模での施設管理を意識した取り組みとするため、各分野において内容を十分理解するとともに、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるよう、全庁を挙げて取り組んでいきます。

本町は、施設の数が少なく、どの施設も町民生活に直結する欠かすことのできない施設のため、施設の削減や削減目標の設定を、現段階では考えておりません。そのため、ここでは、適切な施設維持管理に向けて、施設類型ごとの状況や基本方針を次のとおり定めます。

なお、ライフサイクル期については、次のとおりです。



耐用年数での分類

- ①開始期：耐用年数の0-1/4 が経過
⇒施設を「最大限」活用するための検討が必要
- ②安定供給期：耐用年数の1/4-2/4 が経過
⇒施設を「効率的」に活用するための検討が必要
- ③成熟期：耐用年数の2/4-3/4 が経過
⇒大規模修繕や建替に向け検討が必要、活用状況や建替財源確保を含めた再検討が必要
- ④収束期：耐用年数の3/4-4/4 が経過
⇒大規模修繕を実施し、必要ならば建替に向けた財源確保も実施している時期

1. 行政系施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
役場庁舎	昭和 53 年	2,919.31	収束期	庁舎等
栃洞防災倉庫	昭和 50 年	20.70	収束期	その他行政系施設
絹丸防災倉庫	昭和 49 年	21.39	収束期	その他行政系施設
高畑班消防車庫・詰所	平成 13 年	53.94	成熟期	消防施設
駅前班消防車庫・詰所	平成 15 年	46.38	成熟期	消防施設
上羽生班詰所(旧)	昭和 59 年	12.96	収束期	消防施設
上羽生班詰所	平成 25 年	9.79	安定供給期	消防施設
夕田班消防車庫・詰所	昭和 49 年	32.18	収束期	消防施設
下羽生班消防車庫・詰所	平成 10 年	41.40	成熟期	消防施設
加治田自動車班 消防車庫・詰所	平成 4 年	68.62	収束期	消防施設
大山班消防車庫・詰所	昭和 61 年	33.66	収束期	消防施設
川小牧班消防車庫・詰所	昭和 63 年	39.43	収束期	消防施設
大平賀班消防車庫・詰所	平成 4 年	48.20	収束期	消防施設
滝田自動車班消防車庫・詰所	昭和 57 年	191.31	収束期	消防施設
巾上自治会夜警小屋	昭和 59 年	12.96	収束期	消防施設
井高自治会夜警小屋	昭和 60 年	12.96	収束期	消防施設

◆基本方針

庁舎等	町民サービスとして重要な施設であるだけでなく、災害時には防災拠点として重要な役割を担う施設ですが、施設の耐用年数を迎える間近です。建替や財源確保が必要な「収束期」であるため、施設の更新に向けた検討を進めます。
その他行政系施設	防災倉庫は、両施設とも既に耐用年数を過ぎており、早急な更新が必要と考えており、財源を含めた施設更新や長寿命化について検討を進めます。
消防施設	消防施設は、その多くが耐用年数を過ぎたか、迎える時期です。本町の防災上の観点で重要な施設であることから、適時点検等を実施して、その結果に応じて長寿命化や統合等を検討します。

2. 町民文化系施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
タウンホールとみか	平成元年	3,478.01	安定供給期	文化施設
東公民館	昭和 53 年	579.90	収束期	集会施設
西公民館	昭和 55 年	745.70	収束期	集会施設
南公民館	昭和 57 年	1,058.00	収束期	集会施設

◆基本方針

文化施設	<p>建物本体は、建設後 30 年超経過した施設であり、耐震化工事が完了しています。ライフサイクル期が「安定供給期」なのは、その影響です。今後の維持管理における修繕の実施にあたっては、長寿命化の観点から、将来コストを抑制するよう検討するとともに、文化施設と言う特性から利用者ニーズや発表する側の使い勝手などもあわせて調査把握するなどして、社会ニーズの変化に対する対応もあわせて検討します。</p>
集会施設	<p>建設後 40 年超経過した施設もあることからライフサイクル期は全施設で「収束期」です。今後も適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。修繕の実施にあたっては、3 館の建設時期が 4 年の違いであることを鑑みた上で、修繕時期が重ならないような工夫をしながら、あわせて長寿命化の観点も検討し、将来コストの抑制と年度の突出した支出をしないように工夫します。</p>

3. 子育て支援施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
とみかこども園	平成 15 年	1,933.60	成熟期	幼稚園・保育園・こども園
児童センター	昭和 50 年	1,245.02	収束期	幼児・児童施設
子育て支援拠点施設	昭和 55 年	937.19	収束期	幼児・児童施設

◆基本方針

幼稚園・保育園・こども園	<p>建設後 20 年程経過した施設であり、大規模修繕や建替の検討を行う時期です。耐用年数満了まで活用していくためにも、施設管理における点検を進め、結果に応じて適時修繕していきます。</p>
幼児・児童施設	<p>建設後 40 年超経過した施設であることからライフサイクル期は「収束期」です。安全面に配慮しながら、今後も適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。</p>

4. 保健・福祉施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
高齢者活動センター	平成 6 年	652.40	成熟期	高齢福祉施設
ふれあいサロンどうだん	平成 14 年	116.70	成熟期	高齢福祉施設
保健センター	昭和 54 年	457.32	収束期	保健施設

◆基本方針

高齢福祉施設	両施設とも建設後約 20 年超経過した施設であり、建物・設備の主要な箇所の修繕の時期を迎えており、適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。
保健施設	建設後 40 年超経過した施設であり、建替や財源確保の時期を迎えており、予防修繕を計画的に進めていきます。

5. 社会教育系施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
郷土資料館	平成 6 年	555.75	成熟期	博物館等

◆基本方針

博物館等	建設後 30 年超経過した施設であり、大規模修繕の時期を迎えており、適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。
------	--

6. スポーツ・レクリエーション系施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(m ²)	ライフサイクル期	中分類
教育キャンプ場	平成4年	203.97	収束期	レクリエーション施設・観光施設
B&G 海洋センター	昭和61年	1,890.34	成熟期	スポーツ施設

◆基本方針

レクリエーション施設・観光施設	建設後30年程経過した施設であり、大規模修繕や建替の時期を迎えており、検討を進めます。適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。
スポーツ施設	建設後35年超経過した施設であり、建物本体は大規模修繕や建替の時期を迎えており、検討を進めます。適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。

7. 学校教育系施設

施設名称	代表建築年度	延床面積(m ²)	ライフサイクル期	中分類
富加小学校	昭和49年	6321.07	収束期	学校

◆基本方針

学校	<p>建設後50年程経過した施設ですが、耐震改修及び修繕工事の対応が完了しており、今後も適時点検等を実施して、予防修繕を計画的に進めていきます。</p> <p>また、文部科学省から指針が示された「学校長寿命化計画」の策定を行ったため、今後の施設の改修・更新については、その計画に基づいて進めます。</p>
----	--

※双葉中学校については、美濃加茂市富加町中学校組合の所管となるため本計画の対象外と判断しましたが、「双葉中学校施設長寿命化計画」で、今後の管理に関する方針を定めてあります。

8. 公園

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
半布ヶ丘公園	平成元年	260.12	収束期	公園
ゆうあい環境公園	平成 13 年	350.16	成熟期	公園
河川公園とみぱーく	令和 5 年	113.64	開始期	公園

◆基本方針

公園	定期的に点検、診断を実施し、機能維持と安全性の確保を図っていきます。
----	------------------------------------

9. 公営住宅

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
高畑住宅	平成 10 年	4,567.88	成熟期	公営住宅
加治田住宅	平成 16 年	5,379.53	安定供給期	公営住宅

◆基本方針

公営住宅	<p>耐用年数約 70 年のうち、3 分の 1 を経過する住宅もあり。建物設備の計画的な修繕による予防保全的管理を進め、既存ストックの適切な維持管理と長寿命化に努めます。</p> <p>今後の改修、更新については「富加町公営住宅長寿命化計画」に基づき実施します。</p>
------	---

10. その他

施設名称	代表建築年度	延床面積(㎡)	ライフサイクル期	中分類
道の駅	平成 21 年	633.77	安定供給期	その他

◆基本方針

その他	長寿命化を図っていくためにも適時点検等を行い、良好な維持管理に努めます。
-----	--------------------------------------

1 1. インフラ施設

◆基本方針

道路	緊急輸送道路や災害時の拠点間を結ぶ道路等、優先度を考慮して、補修等を進めていきます。また、舗装道路については「富加町が管理する舗装の個別施設計画」で今後の修繕計画などの詳細を定めています。
橋りょう	今後も引き続き5年に1回の定期的な近接目視点検を実施し、橋りょう長寿命化計画の修正・見直しを行い、評価により優先順位を決定し、計画的に補修を進めていきます。また、「富加町が管理する橋りょうの個別施設計画」で今後の修繕計画などの詳細を定めています。
上水道	今後は、人口減少による事業規模の縮小や施設の老朽化など、水道を取り巻く環境が厳しくなると予測される中、富加町水道事業ビジョン・経営戦略により将来の水道事業のあるべき姿を目標に、健全な事業経営を進めていきます。また、上水道経営の健全化を維持するために、中長期の施設更新計画及びそれに伴う、収支均衡のとれた投資・財政計画を策定し、進めていきます。
下水道	下水道普及率は100%であることから、今後は施設更新や管路の更生等老朽化対策の検討が必要であることから、ストックマネジメントにより既存施設の有効活用や長寿命化を図っていきます。また、下水道経営の健全化を維持するために、中長期の施設更新計画及びそれに伴う、収支均衡のとれた投資・財政計画を策定し、進めていきます。

第4章 フォローアップの方針等

1. フォローアップの実施方針

今後、「本計画」を進めていくためには、公共施設等の維持管理運営、点検・診断結果、修繕内容等を記録した情報を取りまとめ、情報を把握する中で進捗管理を行い計画のフォローアップを行っていきます。

また、「本計画」は施設に関する計画ではあるものの、そのすべてが町民サービスに直結することから、本町の将来像を実現するための「総合計画」との連動が重要であり、そのため、「本計画」は不断の見直しをするとともに、「個別施設計画」と連動した取り組みを実行し、「総合計画」策定の時期に合わせて見直しを行っていきます。

2. 庁内の情報管理と共有

本町の行政財産の管理は、統一的な基準による地方公会計制度で整備している固定資産台帳を活用しています。本町の施設マネジメント全体にとって有効なデータとして今後の更なる活用について、その情報管理と共有を進めていきます。

また、「本計画」を進めていくためには、公共施設等の総合的な維持管理を推進する必要があるため、職員一人ひとりの役割に応じた知識の習得が必要になることもあり、職員研修の実施を検討し、情報の共有と意識の醸成を図っていきます。

3. 議会や町民との情報共有

公共施設等は、町民生活に直結した行政サービスを提供するのに不可欠なものであり、そのことから「本計画」を進めていくためには、議会や町民の理解が不可欠であり、「本計画」で定めた方針の実行については、理解を得られるように情報提供を行いつつ進めていきます。

4. PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFI の積極的な活用を検討していきます。

5. 市町村域を超えた広域的な検討等について

市町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市町村を含む広域的な視野をもって検討を進めていきます。

富加町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定 令和 8 年 3 月改訂

発行：富加町 〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田 1511

TEL：0574-54-2111（代表）

編集：富加町 総務課
